

マイナ保険証をご利用ください

問 町民課 TEL 0493-62-2154

国民健康保険証、後期高齢者医療保険証は、本年7月に発行を予定しておりますが、その後本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。ぜひ、マイナ保険証をご活用ください。

マイナ保険証を使うメリット

01 医療費を
20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

02 より良い医療を
受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらう事もできます。

03 手続きなしで高額医療の
限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

▶ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。)

健康保険証としての登録について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします。

STEP 01 マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP 02 マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



お手持ちの埼玉県収入証紙還付申請のご案内

埼玉県収入証紙制度は令和6年3月末日をもって廃止となりました。このため、既に購入された埼玉県収入証紙は令和6年3月31日で使用ができなくなります。現在お手持ちの未使用の埼玉県収入証紙は返還して、その代金の還付を受けることができます。返還方法や注意点は、埼玉県のホームページをご確認ください。※国の収入印紙とは異なります。ご注意ください。

返還申請方法 「埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書」をご記入のうえ、返還する証紙とともに埼玉県出納総務課経理・調整担当へ提出(郵送または持参)

県収入証紙の還付期日 令和10年12月末日

ご注意 証紙代金の還付は口座振込となります。

問 埼玉県出納総務課経理・調整担当 TEL 048-830-5714



◀ 詳しくは県ホームページをご覧ください。

「衣類」や「粗大ごみ」を「もえるごみ(メタン発酵処理)」に入れないでください

問 環境課
TEL 0493-62-0719

4月は、新しい生活が始まる時期です。引っ越しなどの際に大掃除をされるご家庭も多いかと思えます。

そのため、この時期は「もえるごみ(メタン発酵処理)」の中に「衣類」や「粗大ごみ(長さ40cm以上のもの)」の混入が多く見られる時期でもあります。

これらは、処理施設の重大な故障につながる搬入禁止物となります。新しい「ごみ・資源分別収集カレンダー」をご確認いただき、分別のルールを守った出し方にご協力をお願いいたします。



実際に「もえるごみ」として搬入された搬入禁止物

令和6年4月からの収集ルール変更点

令和4年度より発酵不適物となるため「もえるごみ(メタン発酵処理)」以外の処理をお願いしていた「雑巾など資源化することのできない汚れた布類」が、令和6年4月より「廃プラスチック類」として処理が可能となりました。ごみ集積場に出す際は、以下のルールを守って出してください。

1. 出すときの規格
40cm×40cm(広げた状態で) ※ロール状で40cm×40cmは不可。
2. 搬出の方法
ひもで束ねた状態または透明の袋に入れて出してください。

※袋に入れる際は、中身が分かるように必ず透明な袋で出してください。

「違反シール」の取り組みに引き続きご協力をお願いします

ごみ・資源分別収集カレンダーのルールに従わずに出されたごみには「違反シール」を貼付します。これは、ごみ処理施設に不適切なごみや搬入禁止物の搬入を防ぎ、ごみ処理施設での事故や故障を防止するための重要な取り組みです。

この取り組みにより、毎月多数の「違反シール」が貼られたごみが確認されている現状があり、特にスプレー缶などの搬入禁止物が1つでも確認された場合やごみの分別が適切に行われていないと判断された場合は回収を行いません。

最新の「ごみ・資源分別収集カレンダー」をご確認いただき、適切なごみの分別をお願いいたします。

【ルールが守られず「もえるごみ」として出された実例】

- 「資源プラスチック類の日」に出すべき「お弁当容器やビニール製の梱包資材などのプラスチック類」が入っている。
- 「廃プラスチック類の日」に出すべき「リュックやバック、靴、財布などの皮革製品類、おもちゃなど」が入っている。
- 「粗大ごみ」で出すべき「布団や毛布、絨毯、カーテン、40cm×3cmを超える枝木類などの長尺物」が入っている。
- 「衣類の日」に出すべき「洋服やタオルなどの衣類・布類」が入っている。
- 「金属類やガラス類、びん、ペットボトルの日」に出すべき「空き缶やガラス陶器類、びん、ペットボトル」が入っている。
- 「有害ごみの日」に出すべき「バッテリーやスプレー缶、ライターなどの危険物」が入っている(ごみ収集車やごみ処理施設の火災事故に直結するので非常に危険なものです)。 など

